

運営指導での指摘事項

- ・「転倒をしないように生活する」「在宅生活を継続する」といった目標志向的な計画ではない事例が見られた。
- ・「家事行為維持向上」の目標に対して、サービス内容が家事の内容の記載がなかった。

根拠法令

(指定基準) 介護予防支援 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
指定介護予防の具体的取扱方針 第30条四号

介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

※介護予防サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、介護予防サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者やその家族の意向を踏まえた課題分析の結果に基づき、予防給付等対象サービス以外の、例えば、利用者の本人の取組、家族が行う支援、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護予防センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更にはこうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて介護予防サービス計画に位置付けることにより総合的かつ目標志向的な計画となるよう努めなければならない。

この場合には、介護保険制度の基本理念等について、利用者が十分理解できるよう、担当職員は丁寧に説明をし、適切なサービスを利用者が選択できるよう専門的な観点から利用者の個別性を踏まえ、助言しなければならない。〔略〕。

- ・福祉用具貸与について必要な理由を介護予防サービス・支援計画表に記載されていなかった。

根拠法令

(指定基準) 介護予防支援 第4章 24 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合であっても、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

- ・目標が具体的ではなかった（例：「身体機能維持を図る」と具体的でなかった）。

根拠法令

（指定基準）介護予防支援 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
指定介護予防の具体的取扱方針 第30条第八号

担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的な観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

※担当職員は、介護予防サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、目標志向型の介護予防サービス計画原案を作成しなければならない。〔略〕。

- ・支援の方針、目標を達成するために、具体的なサービス内容として何ができるかについて記載がなかった。




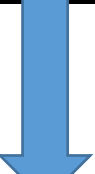
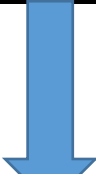

根拠法令

（指定基準）介護予防支援 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
指定介護予防の具体的取扱方針 第30条九号

担当職員は、サービス担当者会議〔略〕の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

※担当職員は、新規に介護予防サービス計画原案を作成したときには、利用者の情報を各サービスの担当者等で共有するとともに、利用者が抱えている課題、目標、支援の方法等について協議し、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかについて相互に理解するなどについて、利用者や家族、介護予防サービス計画原案作成者、介護予防サービス計画案に位置付けた指定介護予防サービスの担当者、主治医、インフォーマルサービスの担当者等からなるサービス担当者会議を必ず開催することが必要である。また、これらの各サービスの担当者は、照会等により専門的な見地からの意見を求めれば差し支えないこととされているが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や介護予防サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要がある。〔略〕。

総合事業利用中の事業対象者が区分の見直しにより新規申請する場合

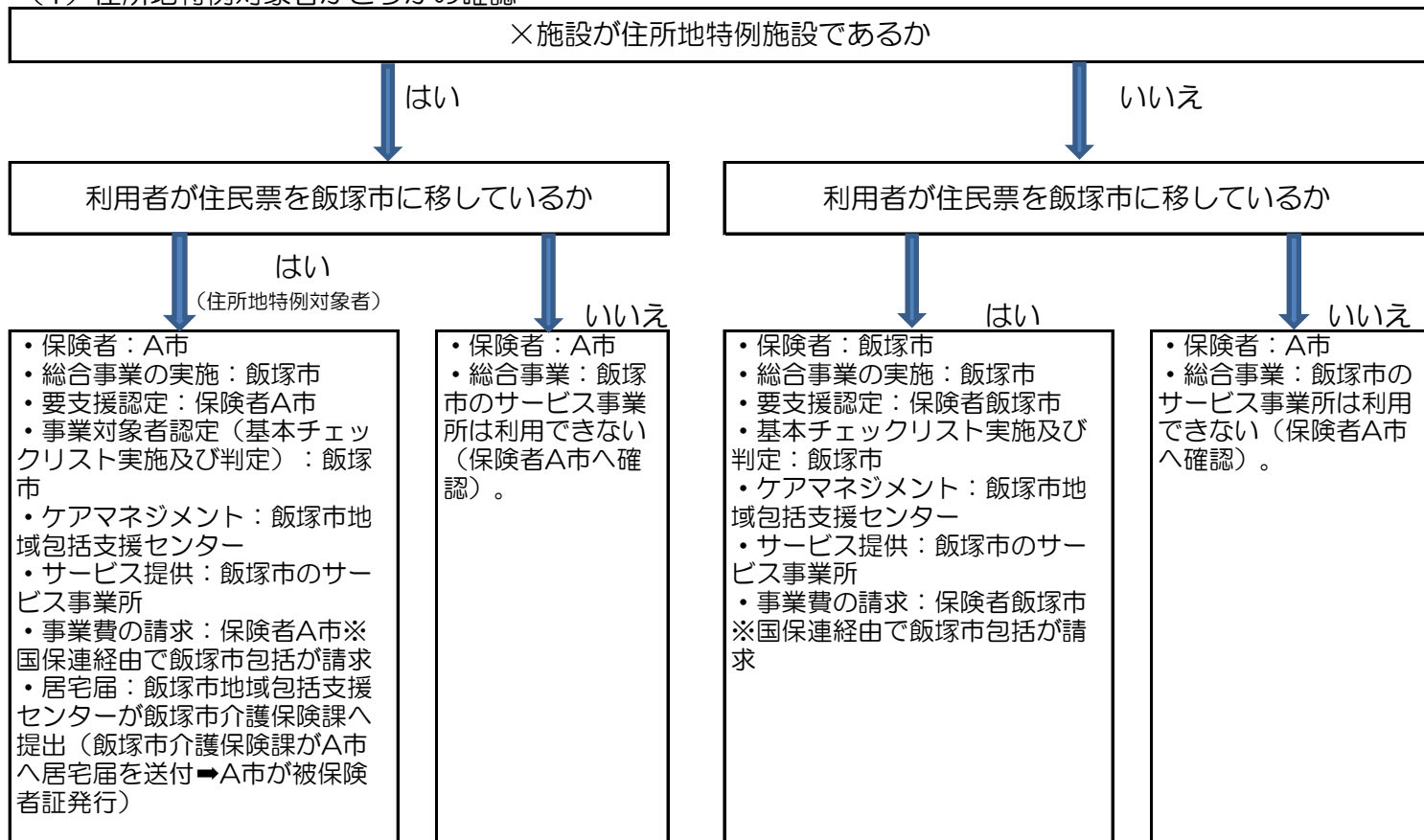
介護の可能性が高い	予防・介護どちらか	非該当の可能性もある
<p style="text-align: center;"></p> <p>(介護) 暫定プラン</p> <p>(介護) 新規申請書提出 ・申請関連書類 ・届出(介護)</p>	<p style="text-align: center;"></p> <p>(介護・予防) 暫定プラン</p> <p>(介護・予防) 新規申請書提出 ・申請関連書類 ・届出(予防・介護)</p>	<p style="text-align: center;"></p> <p>(介護・予防・事業対象者) 暫定プラン</p> <p>新規申請書提出 ・申請関連書類 ・届出(介護・予防・※事業対象者) ・基本チェックリスト (申請日日付で記入して もらい、結果まで保管)</p>
結果		
<p style="text-align: center;"></p> <p>(介護の場合)</p> <p>市役所へ持参</p> <p>・資格者証 ・新しい介護保険証</p>	<p style="text-align: center;"></p> <p>(予防の場合)</p> <p>市役所へ持参</p> <p>・資格者証 ・新しい介護保険証</p>	<p style="text-align: center;"></p> <p>(非該当の場合)</p> <p>市役所へ総合事業の 申請を再度行う</p> <p>・新しい介護保険証 ・総合事業受付票 ・基本チェックリスト (申請日付) ・総合事業申請書</p>
<p>介護保険証へ居宅届出日 事業所名を印字される</p>	<p>介護保険証へ居宅届出日 事業所名を印字される</p>	<p>介護保険証へ居宅届出日 事業所名を印字される</p>

※事業対象者の居宅届出書も必要となりました。

総合事業における住所地特例対象者の実施主体

1. A市から飯塚市の×施設に入所する場合

(1) 住所地特例対象者かどうかの確認



2. 飯塚市からA市の○施設に入所する場合

(1) 住所地特例対象者かどうかの確認

